

堺市おでかけ応援利用者証氏名変更届出書

令和 年 月 日

堺市長 殿

住 所 〒 一
堺市 区

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

電話番 号 ()

氏名に変更があったので、堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[illegible]

おでかけ応援利用者証
(カード) の写し貼付欄

カードの表面の写しをしっかりと
のり付けしてください。

※必ず変更後の氏名及び住所を
証明する書類の写しを裏面に
添付してください。

- ◆ 上記記入事項の「管理番号」については、カードの下部に書かれている番号（13桁）をご記入ください。
 - ◆ 届出内容の確認後、約2～3ヶ月で新しい氏名を記載したカードを送付します。
 - ◆ 新しいカードが届いた後は、元のカードは使用できなくなりますのでご注意ください。（本届出書の提出をもって、元のカードの利用停止に同意があったものとみなします。）
 - ◆ 元のカードは、間違えて使われることのないよう、堺市へご返却頂くか、使えない状態にしてご自身で破棄してください。
-



記入方法について、ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。
堺市交通部おでかけ応援カード担当（TEL：228-7756、FAX：228-8468）

※変更届出書の提出先は、裏面参照

R7年4月

■ 証明書類の写し貼付欄

- ◆ 必ず変更後の氏名及び住所を証明する書類の写しをこの面にしっかりとのり付けしてください。
- ◆ 住所、氏名、生年月日及び証明書の有効期限（有効期限がある場合のみ）の記載がある面の写しが必要です。
（本人確認書類の例）健康保険証、個人番号カード、運転免許証、住民票の写しなど

※健康保険証の写しを添付する場合は、次の項目を隠してコピーをとってください。

・記号 ・番号 ・枝番 ・保険者番号 ・二次元バーコード

※個人番号カードの写しを添付する場合は、写真のある面のみのコピーをとってください。

※個人番号を含む住民票の写し等の写しを添付する場合は、個人番号を隠してコピーをとってください。

※年金手帳の写しを添付する場合は、次の項目を隠してコピーをとってください。

・基礎年金番号 ・記号 ・番号

■ 提出いただいた情報について

提出いただきました個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法令の規定に基づき、適切に管理いたします。

■ 氏名変更届出書の提出先

【所在地】 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
【担当】 建築都市局 交通部 おでかけ応援カード担当（堺市役所 高層館16階）
【連絡先】 TEL：072-228-7756 / FAX：072-228-8468
【メール】 kosei@city.sakai.lg.jp